

今月の納税
固定資産税
第一期分

福生町広報

発行所 福生町役場
発行兼 福生町役場課
編集人 福 総 務
印刷所 昭和印刷 KK

昭和 38 年 4 月 15 日 第 32 号



憩の地熊川公園

福生町の公園緑地帯として都の指定を受けている熊川神社の境内約6,600平方米(2,000坪)に憩の地 熊川公園ができました。これは昭和37年度を第1期工事とし、3月に完成したものでその間の工費は120万円で、公園の中央に19平方メートルの“あづま家”が建ち、附近には野外卓、ベンチ等を置き、子供の遊び場、散歩等、極く自然な環境を盛り上げております。尚、38年度も最終工期として経費100万円で、遊戯施設 プレイアウトや、珍らしい草花を植え緑と花の楽園として、全事業の完成を目指しています。

5月の

広報ごよみ

▽法の下における自由への自覚を

五月三日の憲法記念日を中心に、憲法週間(五月一日―十五日)が、行なわれる。この機会に、個人の自由を保障する「法の支配」の重要性について、一般の関心を高めたい(法務省・法務院)

▽青少年に健全な環境を

五月一日から全国的に展開される青少年保護育成運動(五月中)では、青少年をとりまく有害な環境をとりぬくため、マス・コミ業界の自主的な規制を呼びかけ、地域団体や職員の協力による非行防止の活動を促す。また、働く青少年に教育の機会をより多く与えるように努めることなどが運動目標として予定されている。(地理院労働省・警察庁)

▽軽犯罪への関心を

軽犯罪法に抵触するような行為は、軽微な犯罪といふこととてかく一般の関心が薄い。このため、軽犯罪法施行の日(五月一日)を機会に国民としての道徳律法を維持して明るく作らよ社会を作るため、軽犯罪の追放を強調したい。(警察庁)

▽野鳥を保護しよう

国立自然教育園では毎年、愛鳥週間(五月十日―五月十六日)に当たって、全国の小・中学生から募集した集福、集台の展示会や「鳥の声をきく会」を開催しているが、鳥類愛護の思想を普及するため、民間団体学校等に一層の協力を求めたい。(林野庁・文部省)

▽交通秩序の確立を

国民に正しい交通のあり方と交通安全の思想を普及し交通つ所確立の気運を高めて交通安全を図るため、全国交通安全運動(五月十一日―十五日)が実施される。期間中は歩行者の安全確保、正しい運転の順守、関係者の義務観念の向上、交通環境の整備等について関係者に呼びかけること。(警察庁)

▽国土を美しく

アジアの観光国としての日本の国土を美化するため、三か年の継続事業として、国土を美しくする運動(三十七年―三十九年)が展開されている。

一、道路・河川をきれいに

二、公共の施設をきれいに

三、紙くずを散らさないこと

四、看板・広告等を美しくすること

五、花いっぱい運動

など重点に、これを自主的な国民運動として盛り上げたい。(新生活運動協会)

政治と選挙

政治の良否は、選挙の良否によつて大きく左右されます。主権者である国民の意志が正しく政治に反映されるかどうかは、大別して国政の選挙と地方の選挙に分れます。前者は国会議員の選挙であり、後者は私たちの住んでいる町や都の長、及び議会議員の選挙です。

「自分のことは自分で」といふ考え方で私たちの住んでいる町や都に起きる、いろいろな問題を、私たち住民自身の手で片付けてゆくことが地方自治です。

この地方自治を実際に運営していく直接の担当者者が都知事であり、町長であり、議会議員です。

私たちの意志が選挙を通じてこれらの人たちに受けつがれ、私たちの住む町や都が良くなつていくのです。

このように、地方選挙は直接

私たちの日常生活に直結するきわめて重要な意味をもっているのです。

統一地方選挙を機会に、私たちは政治と選挙の結びつきを十分認識して、主権者たる私たちの意志を正しく表明することにより、地方自治の一段の進展を求めなければなりません。

現在の選挙制度は

1. 選挙平等の原則 男女の別なく成人に選挙権 被選挙権を認める。

2. 投票自由の原則 選挙人の自由な判断で投票でき、その秘密は守られる。

3. 選挙公正の原則 選挙の執行は公平平等に行なわれ、という三つの原則から成り立っているといわれています。

できる限り多くの国民が、しかも、平等な条件で選挙に参加できるよう、尊い一票を棄権することなく行使して下さい。

補充選挙人名簿登録について

お知らせ

補充選挙人名簿

福生町議会議員選挙は四月三十日(火)

告示日は四月二十三日

今度の選挙について補充選挙人名簿がつくれますので基本選挙人名簿に登録されていく方は申告期限内に至急申告して下さい。

補充選挙人名簿に登録される資格のある方

年令 昭和十八年四月二十三日迄に生れた方

住所 昭和三十八年一月二十三日以前から引続いて福生町に住んでいる方

申告期限は、四月二十二、十三の二日間で、毎日午前八時三十分より午後五時まで受け付けます。

補充選挙人名簿の縦覧は四月二十六日の一日間です

守つてあげよう尊い命

学童の通行を安全に

ラジオや新聞で報導されているように、恐ろしい交通事故は毎日発生し、多くの人命が奪われています。

最近では、低学年、特に一年生の事故が最も多く、ことに四月の入学期からめだつて増加しています。

これは、交通知識や、危険防止に対する判断力がまだ十分でないからです。

子供は、友達に誘われると、先生や親の注意を忘れ、電車の線路伝いや、ごつごつトラクタの荷台にぶらさがったりしやすいためです。また、オートコッコや競争など、ふざけ

水道料金

が値上げになります

〇改訂料金

既に「お知らせ」等によりご承知のこと、思いますが、四月から水道料金が値上げになります。

現在の料金は、昭和二十九年福生町の水道事業が始まつた当時に決められた料金でありその後は諸物価、諸料金等の値上げにもかかわらず、水道料金上りにもかかわらず、現在に至つております。

しかし、電気料金、人件費、その他相次ぐ拡張工事のための元金の償還と利子の支払等の費用に追われ、経営も困難をきたしてまいりました。

そこで、昨年来議会側とも慎重に協議して参りました結果となり、今度の措置をとることになりました。

今後は町の水道事業が公営企業として益々進展していくよう、広く皆さんのご理解とご協力をお願いします。

別種	基 本		超 過		量水器		使用料
	水	量	水	量	料	料	
家事用	専用	8立方メートルまで	180円	1立方メートル	23円	13ミリ	30円
	共用	8(1戸ごと)	170	1	22	20	35
営業用	10	310	1	32	25	40	40
	20	525	1	32	40	200	40
団体用	10	230	1	26	50	400	400
	湯屋	300	4,600	1	16	100	500
一時用	1	40	1	40			

※この表により計算した料金は5円単位において2捨3入します。

合いながら歩いているのを、よく見かけることがあります。

そこで交通事故の防止について、各ご家庭の父兄の方の、適切な指導により、方々の我が子を恐ろしい交通事故から守つてあげましょう。

徴税令書は 期別郵送

従来令書は、毎年一回一月に納税者のお手元へ届き、一枚の令書で一年間の各期別の税金を納めていただけてきました。しかし、今年度は会計機の購入にともない、各納期ごとに、その都度、令書を発送し、納入していただく方法に変更しましたから、まちがいのないよう、お知らせいたし、今迄どおり、まだ納期の到来していない税金を前納する方には、他に未納の税金がない場合に限り、定められた額の報償金を差上げます。

第二期分の令書は、四月十日郵送されることになっておりますが、それ以後になつても届かない場合は至急役場事務課迄お申し出下さい。

「税務課より」

「お願い」

住民課より

住民課が発足して一ヶ月、と窓口事務は批判の多い所ですが、以来町民各位のご協力で窓口事務の本化と、町民へのサービスに実をあげつてあります。

係では、今後も尚一層の努力と、町民各位のご指導により、よりよき窓口サービスの上上につとめていきたいと心掛けております。

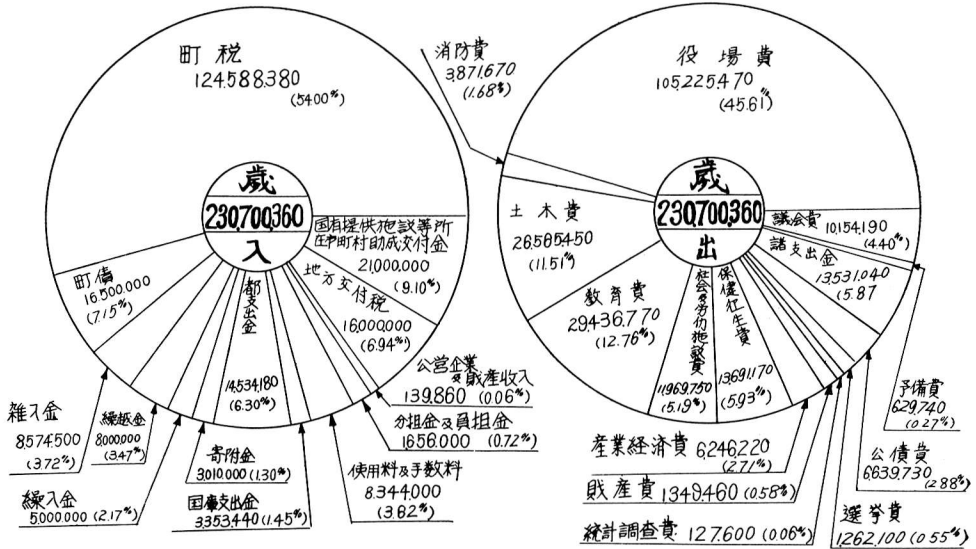
そこで一ヶ月を振り返り気がついた点を申し上げて見ますと

1. 転入するとき 印鑑、転出証明書(住民票、又は戸籍の附票)、国民年金手帳等
2. 転出するとき 印鑑、米穀通帳、国保保険証、国民年金手帳等
3. 出生、婚姻、死亡届等の場合 印鑑、米穀通帳、国保保険証、国民年金手帳、その他添付書類
4. 印鑑登録、証明には本人以外の方が来るときは必ず委任状をお持ち下さい。委任状、役場に来るときは、以上、役場に来るときは、このような点にご留意いただければ、無駄足をはばかす、手続きも一回で済み、窓口事務もスムーズにいくのではないかと思いますので、ご注意とご協力をお願いいたします。

昭和38年度

福生町歳入歳出予算款別図表

町税は歳入の54%



町民一人一世帯当りの予算額調べ

昭和38年2月1日現在

人口 25,938
世帯 7,380

歳入				歳出			
科 目	予算額	人口一人当り	一世帯当り	科 目	予算額	人口一人当り	一世帯当り
町 税	124,558,380	4.83	17.048	議 会 費	10,154,190	391	1,389
国有提供施設等所在市町村助成交付金	21,000,000	810	2,874	役 場 費	105,225,470	4,057	14,398
地 方 交 付 税	16,000,000	617	2,189	消 防 費	3,871,670	149	530
公営企業及財産収入	139,000	5	19	消 木 費	26,565,450	1,024	3,635
分 担 金 及 負 担 金	1,656,000	64	227	消 土 費	29,436,770	1,135	4,028
使 用 料 及 手 数 料	8,344,000	322	1,142	教 育 費	29,436,770	1,135	4,028
国 庫 支 出 金	3,353,440	129	459	社 会 及 勞 働 施 設 費	11,969,750	461	1,638
都 支 出 金	14,534,180	560	1,939	保 健 衛 生 費	13,691,170	528	1,873
寄 附 金	3,010,000	116	412	産 業 経 済 費	6,246,220	241	855
繰 入 金	5,000,000	193	684	財 産 費	1,349,460	52	185
繰 越 金	8,000,000	303	1,095	統 計 調 査 費	12,760	5	17
雑 入 金	8,574,500	331	1,172	選 挙 費	1,262,100	49	173
町 債	16,500,000	636	2,258	公 債 費	6,639,730	256	909
歳 入 合 計	230,700,360	8,894	31,568	諸 支 出 金	13,531,040	522	1,852
				予 備 費	629,740	24	86
				歳 出 合 計	230,700,360	8,894	31,568

昭和三十八年度予算が成立しましたが、これを各科目別に、町民一人当たり、一世帯当りの額を調べて見ますと左表のようになります。

予算額 町民一人当り 八、八九四円
町税負担は 四、八〇三円

注射の受付け が簡単になりました

◆ 予防接種のお知らせ

すてに各町会を通じてお知らせしたとおり、左記日程表により予防接種を実施いたしますので、該当者はお忘れなく必ず受けて下さい。一回で完了しない予防接種の場合、中断すると、その効果が十分でないからご注意ください。尚当日は母子手帳を持参下さい。予防注射の間合せは役場民生課予防衛生係へ

四月の接種

地区	日	時	会場名	注 射 種 類	該 当	児
福生	四月二日後二時〜三時		青年団クラブ	第一期種痘	昭和三十七年二月三十一日生の子供	
熊川	四月三日		第二小学校	種痘判定混合ワクチン一×	昭和三十七年二月三十一日生の子供	
福生	四月八日		青年団クラブ	混合ワクチン	昭和三十七年二月三十一日生の子供	
熊川	四月九日		第二小学校	混合ワクチン	昭和三十七年二月三十一日生の子供	
福生	四月二三日		青年団クラブ	混合ワクチン	昭和三十七年二月三十一日生の子供	
熊川	四月二三日		第二小学校	混合ワクチン	昭和三十七年二月三十一日生の子供	
福生	四月二四日		青年団クラブ	混合ワクチン	昭和三十七年二月三十一日生の子供	
熊川	四月二四日		第二小学校	混合ワクチン	昭和三十七年二月三十一日生の子供	

五月の接種

地区	日	時	会場名	注 射 種 類	該 当	児
福生	五月一日後二時〜三時		青年団クラブ	腸パラ(幼児用)一×	昭和三十四年五月一日生の子供	
熊川	五月二日		第二小学校	腸パラ(幼児用)一×	昭和三十四年五月一日生の子供	
福生	五月二三日		青年団クラブ	混合ワクチン三×	昭和三十七年七月一日生の子供	
熊川	五月二三日		第二小学校	混合ワクチン三×	昭和三十七年七月一日生の子供	
福生	五月一四日		第二小学校	腸パラ(幼児用)二×	昭和三十四年五月一日生の子供	
熊川	五月一四日		第二小学校	腸パラ(幼児用)二×	昭和三十四年五月一日生の子供	
福生	五月一六日		第二小学校	腸パラ(幼児用)二×	昭和三十四年五月一日生の子供	
熊川	五月一六日		第二小学校	腸パラ(幼児用)二×	昭和三十四年五月一日生の子供	
福生	五月三一日		青年団クラブ	腸パラ(幼児用)三×	昭和三十四年五月一日生の子供	
熊川	五月三一日		青年団クラブ	腸パラ(幼児用)三×	昭和三十四年五月一日生の子供	

大火の季節 電話は 一一九

予防注射は、可愛い子供さんを伝染病から守るために定められた日時を必ず守り、受けなければなりません。保護者の方のご協力をお願いいたします。

桜を折らないで下さい

柳山附近には、六百本の桜があります。皆さんで大切に育て桜の名所にいたしましょう。

予防接種のお知らせ

すてに各町会を通じてお知らせしたとおり、左記日程表により予防接種を実施いたしますので、該当者はお忘れなく必ず受けて下さい。一回で完了しない予防接種の場合、中断すると、その効果が十分でないからご注意ください。尚当日は母子手帳を持参下さい。予防注射の間合せは役場民生課予防衛生係へ

四月の接種

地区	日	時	会場名	注 射 種 類	該 当	児
福生	四月二日後二時〜三時		青年団クラブ	第一期種痘	昭和三十七年二月三十一日生の子供	
熊川	四月三日		第二小学校	種痘判定混合ワクチン一×	昭和三十七年二月三十一日生の子供	
福生	四月八日		青年団クラブ	混合ワクチン	昭和三十七年二月三十一日生の子供	
熊川	四月九日		第二小学校	混合ワクチン	昭和三十七年二月三十一日生の子供	
福生	四月二三日		青年団クラブ	混合ワクチン	昭和三十七年二月三十一日生の子供	
熊川	四月二三日		第二小学校	混合ワクチン	昭和三十七年二月三十一日生の子供	
福生	四月二四日		青年団クラブ	混合ワクチン	昭和三十七年二月三十一日生の子供	
熊川	四月二四日		第二小学校	混合ワクチン	昭和三十七年二月三十一日生の子供	

五月の接種

地区	日	時	会場名	注 射 種 類	該 当	児
福生	五月一日後二時〜三時		青年団クラブ	腸パラ(幼児用)一×	昭和三十四年五月一日生の子供	
熊川	五月二日		第二小学校	腸パラ(幼児用)一×	昭和三十四年五月一日生の子供	
福生	五月二三日		青年団クラブ	混合ワクチン三×	昭和三十七年七月一日生の子供	
熊川	五月二三日		第二小学校	混合ワクチン三×	昭和三十七年七月一日生の子供	
福生	五月一四日		第二小学校	腸パラ(幼児用)二×	昭和三十四年五月一日生の子供	
熊川	五月一四日		第二小学校	腸パラ(幼児用)二×	昭和三十四年五月一日生の子供	
福生	五月一六日		第二小学校	腸パラ(幼児用)二×	昭和三十四年五月一日生の子供	
熊川	五月一六日		第二小学校	腸パラ(幼児用)二×	昭和三十四年五月一日生の子供	
福生	五月三一日		青年団クラブ	腸パラ(幼児用)三×	昭和三十四年五月一日生の子供	
熊川	五月三一日		青年団クラブ	腸パラ(幼児用)三×	昭和三十四年五月一日生の子供	

一、六月の予定は五月の中頃に通知いたします。
二、母子手帳を持参下さい。

近代設備を誇る 工業学校が誕生 — 都立多摩工業高等学校 —

東京都では、最近発展著しい福生町の南地区に総工費約七億五千万円、工期三ヶ年で都立多摩工業高等学校の建設を急いでおり、第一期工事が完成、本年四月より、初代校長に上野全平氏を迎え、機械科、電気科、工業化学科の第一期生三五二名が入学、開校することになりました。

第一期工事により完成した校舎は、鉄筋コンクリート造、四階建、延五、五二八平方メートル、(一、六七二坪)の普通教室二四、特別教室四、その他実験室等の近代感覚を盛り込んだクリーム色のスマートな建物で、遠く奥多摩の山々を仰ぎ、その教育環境では随一といわれております。

今後、第二期、第三期工事が続き、本年五月頃完成する、機械科実習工場、鉄筋コンクリート造、平家建、延一、六二〇平方メートル(四九〇坪)の他、機械電気化学実習工場、体育館、実験室、管理棟等総延坪一、三〇、九二二平方メートル(三九六〇坪)の近代設備を整えた、立派な校舎ができることとなります。

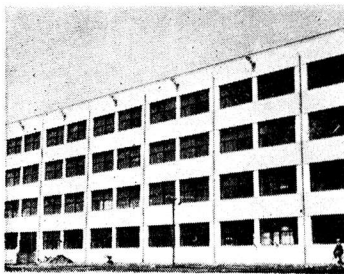


写真1は都立多摩工業高等学校

議 会 報 告

追 加 予 算 新 予 算 そ の 他

重 要 議 案 可 決

第一回福生町議会定例会(38・3・11・25) 議 決 事 項

▽福生町町会に関する条例を廃止する条例について 町と町会との運籌を合理的に改善するために廃止する。

▽福生町国民健康保険条例の改正 国民健康保険法の一部を改正する法律の公布施行に伴い、条例の一部を改正しようとするもので、保険料の賦課総額が引き上げられたこと、また世帯単位で賦課されていた額が最高四万円が四万五千元まで賦課できる。

▽固定資産詳細審査委員会条例の一部を改正する条例について 行政不服審査法及びその施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するもので、「審査の請求」が「審査の申出」、「審査の請求者」が「審査の申出人」に改められる。

▽東京都旧市町村職員恩給組合資産管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について 昭和三十八年四月三十日かぎり砂川町が脱退することにより改正されるもの。

▽東京都市町村消防団員等災害補償組合を組織する団体数の増減及び同組合規約の変更について 昭和三十八年四月三十日かぎり砂川町が脱退するために、規約が変更になるもの。

▽町道路線の廃止について 町道路法第十条第二項の規定にもとずき廃止するもの。 熊川二二六ノ一先 熊川二二六ノ一先から熊川二三八ノ一先まで、いずれも高 校道路新設のため。

▽町道路線の認定について 熊川一七八ノ一先から熊川二三八ノ一先まで、学校道路として。

▽契約締結同意方について 町立福生第一小学校防音工事機械室工事 補強コンクリートブロッツ 平家建三四 八九七平方米、(一〇、五五坪)契約金額一 金三〇七万七九千円也。

▽業務委託に関する協定書の同意方について 同 意 方 に つ い て 福生町加美平地区、福生町 武蔵野台地区の区画整理事業を、財団法人東京都新都市建設公社に委託するに種々業務の範囲を定めたもの。

▽積立金設置について 1.二、二、二及二、二、六 都市計画街路事業費に当てるため、一金四百万円。

▽職員退職給与に当てるため一金十五万円 町立福生第一小学校々舎の一部取壊し処分について 取壊総面積七〇七、四三平方 米(一〇、四四坪)

▽特別会計の設定について 土地区画整理事業施行に係る予算調整のため、昭和三十八年度に於いて、福生町福生都市計画画生土地区画整理事業特別会計を設定する

▽一時借入金について 昭和三十八年度福生町各会計歳入歳出について歳入金に不足を生じたときは、限度額金五千万円以内で、一時借入金をなすものとする。

▽寄附受領について 昭和三十八年度に於いて、指定寄附額があつたときは、全額または価格金五万円以下るときは、町長限り随時受領することができるとす。

▽福生町の一般職員の給与に 関する条例の一部を改正する 条例

法律改正に伴う条例改正 福生町教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 一般職員の給与改正に伴い 条例改正

▽福生町長等の給与に関する 条例の一部を改正する条例 特別職の職員の給与に関する 法律の改正に伴い、改正の 必要を生じたもの。

▽契約締結について 1.造二階建、ハウス建設工事 木造二階建、ハウス鉄板瓦 棒葺、一七四、二三八平方 米(五二、七〇坪) 契約金額一、四四七、七〇円也

2.福生町設計監理委託契約 建築工事設計監理委託契約 契約金額一、二二〇、〇〇円也

3.福生町行政事務処理合理化施策実施のための機械購入 契約金額一、二二二、二〇円也

▽学校用地買収費起債について 町立福生第一小学校用地買 収費に当てる 起債額一、金三百万円也

▽庁舎建設事業費起債の借入 利率の更正について 利率「年六分三厘」を「年 六分五厘」に更正する

▽区域外給水依頼について 福生町行政区域で、熊川武 蔵野の一部は、福生町水道配 水管敷設まで砂川町に給水を 依頼するもの。

▽非常勤の特別職の職員の報 酬及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例

▽昭和三十七年度福生町歳入 歳出追加更正予算(第四回) 今回追加額、一九、(五二四) 八三三円。累計額、二七三、 四二四、四八五円

▽昭和三十七年度福生町水道 事業会計追加更正予算(第一 回)今回追加額、六、四二五、 一〇〇円。累計額、四七、二 九五、八五〇円

▽昭和三十七年度福生町国民 健康保険特別会計歳入歳出追 加更正予算(第一回)今回追 加額、五〇〇万円。累計額 一〇、四六、〇〇〇円

▽昭和三十七年度福生町公益 質屋特別会計歳入歳出追加更 正予算(第一回)今回追加額 五五、五〇〇円。累計額、 七、 四一四、五〇〇円

▽昭和三十七年度福生町町営 市場特別会計歳入歳出追加更 正予算(第二回)今回追加額 六四〇、〇〇〇円。累計額、 一四、一五四、〇〇〇円。

福 生 ・ 横 田 少 年 親 善 柔 道 大 会

福生町と横田基地内の青少年の交流と親睦を目標に行われた、日米少年柔道大会は、横田空軍基地体育館に日本側選手四七名、米側選手五三名を集めて、三月二十四日挙行されました。これは、横田基地司令部及び福生町青少年問題協議会及び福生町体育協会柔道部が主催したもので、大会は幼、少、青の三部門で争われましたが日本側の成績悪く、総合で米側の勝利になりました。成績は次の通り

- 幼 年 組 一位、トム、ムリス(横田) 二位、ジョージ、ハート(〃) 三位、ニック、カーター(〃)

- 少 年 組 一位、マロツフ(横田) 二位、Jブラディ(〃) 三位、三島秀治(福生)

- 青 年 組 一位、マーチネス(横田) 二位、伊 藤 (福生) 三位、島 田 (〃)

